

証券コード 4263
2024年9月11日
(電子提供措置の開始日 2024年9月5日)

株主各位

東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号
サスメド株式会社
代表取締役社長 上野 太郎

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第9期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.susmed.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスして、当社名（サスメド）又は証券コード（4263）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」を参照いただき、書面又はインターネットにより2024年9月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- (1)開催日時 2024年9月27日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
(2)開催場所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO(日本橋室町野村ビル)
「野村コンファレンスプラザ日本橋」5階大ホール

(3)会議の目的事項

報告事項 第9期(2023年7月1日から2024年6月30日まで)事業報告及び計算書類の内容の報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の額決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しておりません。当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ◎決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトへの掲載をもって書類の発送に代えさせていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.susmed.co.jp>

議決権行使についてのご案内

■ 事前行使をしていただける場合

◎書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年9月26日（木曜日）午後6時到着分まで

◎インターネットによる議決権行使



次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限

2024年9月26日（木曜日）午後6時入力完了分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

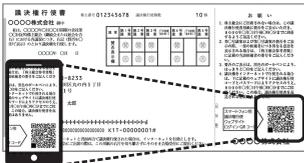
2024年9月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

「スマート行使」による方法

① QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

③ 各議案の賛否を選択



上記方法での議決権行使は1回に限ります。

パソコンによるアクセス手順

① ウェブサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



※セキュリティ保護のため新しいパスワードを設定してください。

④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート



0120-652-031

[受付時間 (午前9時～午後9時)]

① インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱いたしません。
- インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたしません。
- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社より監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2)資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第36条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第42条（中間配当）を削除するものであります。
- (3)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条 <条文省略>	第1条~第3条 <現行どおり>
第4条（機 関）	第4条（機 関）
当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（1） 取締役会	（1） 取締役会
（2） 監査役	（2） <u>監査等委員会</u>
（3） <u>監査役会</u>	<削 除>
（4） 会計監査人	（3） 会計監査人
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 <条文省略> 第7条 (自己の株式の取得) <u>当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> 第8条~第11条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条~第17条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第19条 (取締役の選任方法) 1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <条文省略> <新 設></p> <p>3. <条文省略></p> <p>第20条 (取締役の任期) 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 <現行どおり> <削 除></p> <p>第7条~第10条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条~第16条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (取締役の員数) 1. 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、9名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第18条 (取締役の選任方法) 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4. <現行どおり></p> <p>第19条 (取締役の任期) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>1. <条文省略></p> <p>2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第25条 (取締役会の決議の方法)</p> <p><u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第26条 <条文省略></p> <p>第27条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 <条文省略></p>	<p>第20条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>1. <現行どおり></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (取締役会の決議の方法)</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第24条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第25条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 <現行どおり></p> <p>第27条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="center"><削 除></p>
<p><u>第29条 (監査役の員数)</u></p>	<p align="center"><削 除></p>
<p>当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	
<p><u>第30条 (監査役の選任方法)</u></p>	<p align="center"><削 除></p>
<p>1. 監査役は、株主総会において選任する。</p>	
<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p><u>第31条 (監査役の任期)</u></p>	<p align="center"><削 除></p>
<p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p><u>第32条 (常勤の監査役)</u></p>	<p align="center"><削 除></p>
<p>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p><u>第33条 (監査役会の招集通知)</u></p>	<p align="center"><削 除></p>
<p>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	
<p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p><u>第34条 (監査役会の決議の方法)</u></p>	<p align="center"><削 除></p>
<p>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	
<p><u>第35条 (監査役会規程)</u></p>	<p align="center"><削 除></p>
<p>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	
<p><u>第36条 (監査役の報酬等)</u></p>	<p align="center"><削 除></p>
<p>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	

現行定款	変更案
<p>第37条（監査役の責任免除及び責任限定）</p> <p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条~第39条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第29条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第30条（監査等委員会の招集通知）</p> <p>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第31条（監査等委員会の決議の方法） 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第32条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第33条~第34条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条 <条文省略> <新 設></p> <p>第41条 (剰余金の配当の基準日) 1. <条文省略> <新 設></p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を することができる。</p> <p>第42条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月 31日を基準日として中間配当を行うことができ る。</p> <p>第43条 <条文省略> <新 設> <新 設></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第35条 <現行どおり></p> <p>第36条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1 項各号に定める事項については、法令に別段の定 めがある場合を除き、取締役会の決議によって定 めることができる。</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日) 1. <現行どおり></p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31 日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余 金の配当をすることができる。 <削 除></p> <p>第38条 <現行どおり> (附 則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 第9期定時株主総会終結前の行為に関する任務を 怠ったことによる監査役(監査役であった者を含 む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。各取締役候補者については、社外取締役を主要な構成員とするガバナンス委員会の答申結果を踏まえ、取締役会により決定しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>うえの たろう 上野 太郎 (1980年12月21日生)</p> <p>再任</p>	<p>2006年 4月 都立広尾病院 研修医 2009年 4月 日本学術振興会 特別研究員 DC1 2012年 3月 熊本大学大学院医学系研究科博士課程修了 2013年 4月 日本学術振興会 特別研究員 PD 2014年10月 公益財団法人神経研究所附属晴和病院 /医療法人社団大坪会 小石川東京病院 医師（現任） 2015年 4月 公益財団法人東京都医学総合研究所 主席研究員 2015年 7月 サスメド合同会社 創業 代表社員 2016年 2月 サスメド株式会社 設立 代表取締役社長（現任） 2016年 4月 東邦大学 講師 2021年 2月 株式会社XNef 社外取締役</p>	6,935,500株
	<p><取締役候補者とした理由> 当社設立時から創業者として代表取締役を務め、医師としての臨床と研究の豊富な実績、高い倫理観とビジョンを持ち、時代の先を読む視点から当社をリードし、事業の拡大や企業価値向上に尽力してきました。同氏は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社の企業価値向上に資する役割を務めており、当社のさらなる成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。なお、同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年7ヶ月となります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>こはら たかゆき 小原 隆幸 (1977年1月29日生)</p> <p>再任</p>	<p>2001年 4月 株式会社船井総合研究所 入社 2006年 1月 大和証券エスエムビーシー株式会社 入社 2007年12月 米国公認会計士試験合格 (Inactive) 2013年 7月 ロンドンビジネススクール 修了 (経営学修士) 2015年 3月 株式会社アイスタイル 入社 2015年 3月 株式会社コスメネクスト 出向 2015年 7月 同社 取締役 2018年 9月 株式会社Touchcard 社外取締役 2019年 5月 安益株式会社 代表取締役 2020年 7月 当社 入社 執行役員 2021年 5月 当社 取締役 管理部担当 (現任)</p>	5,600株
<p><取締役候補者とした理由> 管理業務全般を掌管し、米国公認会計士試験合格、金融分野や事業会社における経営管理・経営企画の就業による豊富な知見から、コーポレート領域の統括・組織運営を通じて当社の成長及び事業拡大に貢献してきました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる成長と企業価値の向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年4ヶ月となります。</p>			
3	<p>もとはし ともみつ 本橋 智光 (1983年8月14日生)</p> <p>再任</p>	<p>2009年 4月 新日鉄ソリューションズ株式会社(現：日鉄ソリューションズ株式会社) 入社 2016年 7月 株式会社リクルートライフスタイル 入社 2017年 1月 株式会社リクルートコミュニケーションズ 出向 2017年11月 当社 入社 2019年 9月 当社 取締役CTO システム開発部担当 (現任)</p>	169,400株
<p><取締役候補者とした理由> Sler企業とWeb系企業の研究員やデータサイエンティストとして培った豊富な経験と実績を有し、当社のシステム開発部門を掌管して、事業拡大に多大な実績を残しております。今後も当社の継続的な事業拡大と企業価値の向上を推進するため、豊富な経験及び幅広い見識とリーダーシップが不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">か が くにあき 加賀 邦明 (1951年9月1日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立役員</p>	<p>1975年 4月 三菱化成工業株式会社（現：三菱ケミカル株式会社） 入社</p> <p>2006年 6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス 執行役員 ヘルスケア戦略室長</p> <p>2010年 6月 田辺三菱製薬株式会社 代表取締役 常務執行役員 国際事業部長（社長補佐・海外総括担当）</p> <p>2012年 4月 同社 代表取締役 専務執行役員 研究本部長 兼 国際事業部長（社長補佐・海外総括、内部統制・コンプライアンス推進部担当） チーフ・コンプライアンス・オフィサー</p> <p>2014年 4月 株式会社生命科学インスティテュート 代表取締役社長 兼 田辺三菱製薬株式会社 取締役 兼 株式会社地球快適化インスティテュート 取締役</p> <p>2015年 2月 株式会社地球快適化インスティテュート 代表取締役社長</p> <p>2018年 6月 そーせいグループ株式会社（現：ネクセラファーマ株式会社） 社外取締役（現任）</p> <p>2019年12月 株式会社アドバイザリー・カンパニー 顧問</p> <p>2021年 1月 当社 社外取締役（現任）</p>	500株
<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割></p> <p>製薬会社の代表取締役の他に多数の企業の役員経験があり、会社経営に関して有する豊富な知見と幅広い経験に基づき当社の取締役会において独立かつ客観的な視点から有益な提言をいただくことによる監督機能を期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 加賀邦明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、加賀邦明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。原案どおり各候補者の再任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。
5. 当社は、加賀邦明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。原案どおり同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。各監査等委員である取締役候補者については、社外取締役を主要な構成員とするガバナンス委員会の答申結果を踏まえ、取締役会により決定しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あきしま よしこ 秋嶋 由子 (1958年7月7日生) [新任] [社外] [独立役員]	1979年 4月 株式会社鈴乃屋 入社 1991年 1月 株式会社国土建設 入社 1995年 3月 エノテカ株式会社 入社 2002年 6月 同社 取締役 2004年 6月 同社 監査役 2011年 6月 同社 総務部長兼人事部長兼コンプライアンス室長 2019年 9月 当社 社外監査役 (現任)	11,200株
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 上場企業の取締役、監査役としての会社経営に関する豊富な知見と幅広い経験を有しており、これらに基づき、社外取締役（監査等委員）として独立した立場と客観的な視点から当社の経営に対する監督・意見を期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>			
2	ながお けんた 長尾 謙太 (1958年12月25日生) [新任] [社外] [独立役員]	1986年10月 監査法人中央会計事務所 入社 1990年 8月 公認会計士登録 1996年 2月 長尾公認会計士事務所開設 1997年 7月 税理士登録 2002年 6月 株式会社オービック 社外監査役 2003年 9月 サイバーステップ株式会社 社外監査役 2004年12月 株式会社ランドビジネス 社外監査役 2011年 8月 税理士法人グローイング 代表社員 (現任) 2019年12月 株式会社アスコット 社外監査役 (現任) 2020年 9月 当社 社外監査役 (現任)	9,800株
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 公認会計士として財務会計に関する幅広い見識と豊富な経験を有しており、かかる知識及び経験、内部統制の分野における高い専門性に基づき、社外取締役（監査等委員）として独立した立場と客観的な視点から当社経営に関する監督・意見を期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">やまもと ま き こ 山本 麻記子 (1971年5月29日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任] [社外] [独立役員]</p>	<p>1995年 7月 TMI総合法律事務所 入所 2000年10月 東京弁護士会登録 2000年10月 TMI総合法律事務所 2005年 9月 シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所 (ロンドン) 2006年 9月 TMI総合法律事務所 2012年 2月 英国弁護士ソリシタ資格登録 2012年 6月 シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所 (ロンドン) 2014年 9月 TMI総合法律事務所 2016年 6月 スターゼン株式会社 社外監査役 2018年 6月 株式会社シグマクス (現: 株式会社シグマクス・ホールディングス) 社外取締役 (現任) 2019年 6月 武蔵精密工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 2月 福岡弁護士会登録 弁護士法人TMIパートナーズ パートナー (現任) 2020年 3月 株式会社アシックス 社外取締役 2021年 9月 当社 社外監査役 (現任)</p>	-
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 弁護士として企業法務、規制対応等に関する高度かつ幅広い見識と豊富な経験を有しており、これらに基づき、社外取締役 (監査等委員) として独立した立場と客観的な視点から当社の経営全般に対する確かつ有意義な助言による監督・意見を期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって3年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 秋嶋由子氏、長尾謙太氏及び山本麻記子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、秋嶋由子氏、長尾謙太氏及び山本麻記子氏との間で、それぞれ監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、各氏との間で、同内容の契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。原案どおり各候補者の選任が承認された場合、取締役として、当該契約の被保険者となります。なお、任期中において同内容で更新する予定であります。
5. 当社は、秋嶋由子氏、長尾謙太氏及び山本麻記子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。原案どおり各候補者の選任が承認された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等（譲渡制限付株式の割当てのための報酬等は除きます。）の額は、2021年5月14日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、本招集通知内「事業報告4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、社外取締役を主要な構成員とするガバナンス委員会からの答申結果を踏まえ、対象者を「取締役」としている部分を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うなど、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とすることを予定しており、実質的な変更はありません。また、本議案に係る報酬等の額についても、当該変更後の方針に基づいて、ガバナンス委員会からの答申結果を踏まえ、取締役会により決定した基本報酬を支給することを前提としており、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額25,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の額決定の件

当社は、2023年9月29日開催の第8期定時株主総会において、金銭報酬の額とは別枠として、取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、当該取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年50,000株以内とご承認いただき、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の対象取締役に対し譲渡制限付株式を下記のとおりに割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」における報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額をこれまでと同様の年額50,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とし、また、直近の株価動向等を考慮のうえ、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式数の総数を年100,000株以内（うち社外取締役10,000株以内）として設定いたしたいと存じます。なお、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2024年6月30日時点）に占める割合は最大でも0.6%程度とその希薄化率は軽微です。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、本招集通知内「事業報告4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、社外取締役を主要な構成員とするガバナンス委員会からの答申結果を踏まえ、対象者を「取締役」としている部分を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うなど、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とすることを予定しており、実質的な変更はありません。また、本議案に係る報酬等の額についても、当該変更後の方針に基づいて、当社の事業規模及び今後の事業環境の動向等を総合的に勘案しつつ、ガバナンス委員会からの答申結果を踏まえ、取締役会により決定した譲渡制限付株式に関する報酬等を支給することを前提としており、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。本制度の概要は以下のとおりとなります。

記

当社の対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株（うち社外取締役10,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の対象取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認め

る理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の対象取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられた一方、不安定な海外情勢の長期化を背景とする物価上昇や海外景気の下振れリスクなどにより、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

国内の医療用医薬品市場においては、ドラッグ・ラグや後発医薬品の供給不足で医薬品供給の土台が揺らぐ中、薬価制度の抜本的見直しも議論されています。また、ドラッグ・ラグやドラッグ・ロスの観点からは医薬品の開発に要する膨大な時間とコストが課題とされており、最先端のICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）をはじめとしたデジタル技術の活用によって、新薬の研究や開発に必要な期間やコストを圧縮することが期待されています。

こうした中、当社は「ICTの活用で“持続可能な医療”を目指す」というビジョンを掲げ、自社構築のデジタル医療プラットフォームを活用した治療用アプリ開発を行う「DTx（デジタル治療：Digital Therapeutics）プロダクト事業」、並びに汎用臨床試験システム、機械学習自動分析システムの提供及びこれらシステムを活用したDTx開発支援から構成される「DTxプラットフォーム事業」を展開し、ブロックチェーン技術やAI（人工知能）技術の応用で業界に新たな価値を生み出し社会課題を解決することを目指して事業を推進しています。

DTxプロダクト事業では、医薬品に依存しない不眠障害治療の選択肢として欧米で推奨されている認知行動療法を実施する不眠障害治療用アプリを開発しております。本アプリについては、2023年2月15日付で厚生労働省より医療機器製造販売承認を取得し、現在は保険適用と製品の上市に向けた準備を進めております。今後は、塩野義製薬株式会社との間で締結した本アプリに関する販売提携契約に基づき、開発進展などに応じたマイルストーン収入として総額最大41億円の受領を予定するとともに、製品上市後はその販売額に応じたロイヤリティの受領を予定しております。また、杏林製薬株式会社と共同開発を行っている耳鳴治療用

アプリにおいては、特定臨床研究を開始し、最初の被験者により本アプリの使用が開始されたことによるマイルストーン1億円を受領いたしました。今後は、共同研究開発及び販売に関する契約に基づき、開発進展などに応じたマイルストーン収入として総額最大5億円の受領を予定するとともに、製品上市後はその販売額に応じたロイヤリティを受領する予定です。さらに、2023年9月にあすか製薬株式会社との間で産婦人科領域における治療用アプリの共同研究開発及び製品上市後の販売に関する契約を締結し、契約一時金として2億円を受領しました。今後は開発段階などに応じたマイルストーン収入として総額最大25億円の受領を予定するとともに、製品上市後はその販売額に応じたロイヤリティを受領する予定です。その他のパイプラインにつきましても、進行がん患者向けのアドバンス・ケア・プランニングを支援するアプリでは、探索的試験（第Ⅱ相臨床試験に相当）を完了し、その結果が米国臨床腫瘍学会（ASCO）のオーラルセッションに採択され、2024年6月2日に発表が行われました。本アプリについては、東京慈恵会医科大学と産学連携講座を開設し、社会実装を目指していくこととしています。また、慢性腎臓病患者向けの腎臓リハビリアプリでも、探索的試験（第Ⅱ相臨床試験に相当）を完了しております。さらに、持続性知覚性姿勢誘発めまいに対して新潟大学と共同開発を行っている治療用アプリに関して日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会総会・学術講演会で発表を行い、新たにパイプラインに追加するなど、開発は順調に進捗しております。今後も長期的視点での収益の最大化のために、財務指標に先行する開発パイプラインの件数や、臨床試験の進捗を重要な経営指標と位置付けて事業運営を行ってまいります。

DTxプラットフォーム事業では、当社のブロックチェーン技術を活用した治験管理システム（SUSMED SourceDataSync®）を利用し、アキュリスファーマ株式会社において、ナルコレプシー患者を対象としたヒスタミン H3 受容体拮抗薬/逆作動薬 Pitolisant の国内第Ⅲ相臨床試験及び閉塞性睡眠時無呼吸症候群に伴う日中の過度の眠気が残存する患者を対象としたヒスタミン H3 受容体拮抗薬/逆作動薬 Pitolisant の国内第Ⅲ相臨床試験が実施されております。また、杏林製薬株式会社との共同開発において開始された耳鳴治療用アプリの特定臨床研究についても、SUSMED SourceDataSync®を活用しております。さらに、東北大学との間ではSUSMED SourceDataSync®を活用した静脈疾患レジストリの構築に関する契約を締結しました。今後もブロックチェーン技術を用いた治験の実施により、新薬開発コストの適正化と治験データの信頼性向上を同時に実現す

ることを目指してまいります。

アカデミアとの取り組みにつきましては、国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学と「視線解析技術による疾患バイオマーカーの探索」に関する取り組みを開始し、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）の「産学官共同 mission-oriented型創薬技術研究プロジェクト」として採択されております。今後もアンメットニーズや医療の持続可能性に寄与する研究開発活動を引き続き強化してまいります。

これらの結果、当事業年度における業績は、事業収益342,577千円（前事業年度比35.4%減）、営業損失364,981千円（前事業年度は48,316千円の損失）、経常損失357,222千円（前事業年度は44,318千円の損失）、当期純損失357,415千円（前事業年度は50,749千円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は8,889千円であり、その主なものは以下のとおりです。なお、設備投資の総額には、資産除去債務の見積りの変更に伴う除去費用の見積額(有形固定資産)の増加は含めておりません。

工具器具備品（パソコン、その他電子機器等）	2,171千円
ソフトウェア（自社利用ソフトウェア）	2,299千円
ソフトウェア仮勘定（自社利用ソフトウェア）	4,418千円

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後事業及び収益の拡大を図るために当社が対処すべきDTxプロダクト事業での主な課題は、開発中の治療用アプリそれぞれの医療機器承認の取得（不眠障害治療用アプリは製造販売承認を取得済み）と十分な収益が確保できる水準での保険収載を確実に実現することであります。併せて、臨床ニーズに対応した新たな治療用アプリの開発に着手し、それらを継続的に市場に投入していくことも長期的な課題として認識しております。

また、DTxプラットフォーム事業のうち汎用臨床試験システムでの課題は、規制に対応したうえで臨床開発コストの低減に着実に寄与すること、機械学習自動分析システムでの課題は、長期にわたって利用してもらうために継続的なユーザ

ーニーズの把握とそのニーズに即した機能拡充を行うことだと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大時の外出自粛、医療機関への通院に対する抵抗感などを契機とする医療業界のデジタル化の促進、また国内におけるプログラム医療機器の実用化促進に向けた各種方針等の決定・推進という事業環境は、デジタル技術の活用で医療の効率化を目指す当社にとってポジティブなものとなっております。

その他、継続的な成長と企業価値の向上を目指すうえで対応しなければならぬ各機能面での課題を以下のように考えております。

（営業活動における課題）

当社は、国内外の製薬企業や医療機関等と友好的かつ経済的な相互関係（共同研究開発体制）を築いており、今後さらなる共同研究開発契約を獲得・推進するために研究開発体制の整備・充実と連動した戦略的な営業活動が重要だと考えております。

（研究開発活動における課題）

当社は、DTxプロダクト事業において治療用アプリの治療システム、治療用アプリを搭載した端末装置、及び治療用アプリのアルゴリズムに関する特許技術を保有・活用しており、現時点においては大きな技術的優位性があると考えております。また、DTxプラットフォーム事業に分類される汎用臨床試験システム及び機械学習自動分析システムは今後の活用に大きな可能性を秘めております。当社は、自社システムの優位性を確保し続けるため、国内外の製薬企業及び学術研究機関等との共同研究を推進しつつ、今後も自社内における研究開発及びその体制の強化を進めてまいります。

（内部管理・統制における課題）

当社は、継続的に企業価値を高めていくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題の1つであると認識しております。経営の効率化を図りながら、一方でその健全性・透明性を高め、長期的・安定的かつ継続的に企業価値を向上させることが、株主をはじめすべてのステークホルダーの皆様から信頼をいただく条件であると考えております。企業価値向上のために、俊敏さを備えた全社的に効率的な組織の構築を必要条件としつつ、業務執行の妥当性、管理機能の効率性・有効性を心がけ、改善に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第6期 2021年6月期	第7期 2022年6月期	第8期 2023年6月期	第9期 2024年6月期 (当期)
事業収益	115,489 ^{千円}	316,873 ^{千円}	530,654 ^{千円}	342,577 ^{千円}
当期純損失(△)	△277,554 ^{千円}	△233,483 ^{千円}	△50,749 ^{千円}	△357,415 ^{千円}
1株当たり 当期純損失(△)	△21.69 ^円	△15.90 ^円	△3.09 ^円	△21.41 ^円
総資産	1,674,850 ^{千円}	4,943,723 ^{千円}	5,101,124 ^{千円}	4,932,086 ^{千円}
純資産	1,577,650 ^{千円}	4,850,384 ^{千円}	4,870,797 ^{千円}	4,604,297 ^{千円}

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 当社は、2021年10月1日付けで普通株式1株につき、普通株式700株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている第7期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

DTxプロダクト事業	治療用アプリの開発
DTxプラットフォーム事業	汎用臨床試験システムの提供 機械学習自動分析システムの提供 DTx開発支援

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39名	6名増	37.9歳	2.2年

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 53,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,759,300株 (自己株式11株を含む)
- (3) 株主数 7,339名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
上野太郎	6,935,500 株	41.38 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	947,600	5.65
株式会社ヘルシア	819,300	4.88
株式会社スズケン	700,000	4.17
第一生命保険株式会社	583,100	3.47
サワイグループホールディングス株式会社	245,000	1.46
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	202,100	1.20
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	190,785	1.13
本橋智光	169,400	1.01
楽天証券株式会社	168,200	1.00

(注) 持株比率は、自己株式 (11株) を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
 当社は、当社の取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く。）	25,200株	4名
社外取締役	1,000株	2名
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4.(4)②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項及び非金銭報酬等の内容に関する事項」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数は、新株予約権の権利行使による新株発行110,600株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行26,200株により136,800株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項 目		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発 行 決 議 日		2018年3月22日	2019年5月9日
新 株 予 約 権 の 数		86個	145個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,200株 (新株予約権1個につき700株) (注) 1	普通株式 101,500株 (新株予約権1個につき700株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 79,277円 (注) 1	新株予約権1個あたり 110,357円 (注) 1
新株予約権の行使期間		2020年3月23日から 2028年3月22日まで	2021年5月30日から 2029年5月29日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 66個 目的となる株式数 46,200株 保有者 1名	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 52,500株 保有者 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

項 目		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発 行 決 議 日		2020年4月17日	2021年5月14日
新 株 予 約 権 の 数		100個	249個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 70,000株 (新株予約権1個につき700株) (注) 1	普通株式 174,300株 (新株予約権1個につき700株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 162,200円 (注) 1	新株予約権1個あたり 289,000円 (注) 1
新株予約権の行使期間		2022年5月14日から 2030年5月13日まで	2023年5月14日から 2031年5月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 35,000株 保有者 1名	新株予約権の数 179個 目的となる株式数 125,300株 保有者 3名
	社外取締役	—	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 17,500株 保有者 1名
	監査役	—	新株予約権の数 45個 目的となる株式数 31,500株 保有者 2名

- (注) 1. 2021年10月1日付で実施した株式分割（普通株式1株につき700株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 新株予約権の行使条件
新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

項 目		第9回新株予約権	第10回新株予約権
発 行 決 議 日		2023年8月17日	2024年3月14日
新 株 予 約 権 の 数		160個	1,010個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 101,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 166,400円	新株予約権1個あたり 56,200円
新株予約権の行使期間		2025年9月1日から 2033年8月16日まで	2026年3月15日から 2034年3月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
使用人等への 交付状況	当社使用人	-	新株予約権の数 970個 目的となる株式数 97,000株 交付者数 22名

(注) 1. 新株予約権の行使条件

- a.新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - b.新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - c.本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
 - d.各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 第9回新株予約権は、権利失効により、消滅いたしました。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2022年8月26日取締役会決議に基づき発行した信託型ストック・オプションの概要

項目	第8回新株予約権
発行決議日	2022年8月26日
新株予約権の数	8,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 800,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり0.0125円)
新株予約権の行使価格	新株予約権1株あたり1,061円
権利行使期間	2023年7月1日から 2033年6月30日まで
行使の条件	(注) 1
割当先	コタエル信託株式会社 (注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使条件

- a. 本新株予約権者は、2023年6月期から2027年6月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書における損益計算書に記載された事業収益が、下記各号に掲げる水準を満たした場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - (i) 事業収益が10億円を超過した場合：行使可能割合 50%
 - (ii) 事業収益が15億円を超過した場合：行使可能割合 100%なお、上記における事業収益の判定に際しては、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断したときには、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。
 - b. 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - c. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - d. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - e. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. コタエル信託株式会社は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2022年12月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。なお、初回の交付日である同日に交付されない新株予約権は、その後6ヶ月おきに到来する交付日において、当社が交付ガイドラインに従って指定する受益者に交付されることとなります。
 3. 2024年3月14日開催の取締役会において本新株予約権を放棄することを決議し、2024年3月29日付で放棄を実行しております。詳細は、2024年3月14日付「第8回新株予約権（信託型ストックオプション）の消滅に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
上野 太郎	代表取締役社長	公益財団法人神経研究所附属 晴和病院 医療法人社団大坪会 小石川東京病院 医師 XNef株式会社 社外取締役
矢島 祐介	取締役 COO 事業開発部担当	
小原 隆幸	取締役 管理部担当	
本橋 智光	取締役 CTO システム開発部担当	
加賀 邦明	取締役	ネクセラファーマ株式会社 社外取締役
山田 泰弘	取締役	日東電工株式会社 社外取締役 株式会社日本カストディ銀行 取締役会長
秋嶋 由子	常勤監査役	
長尾 謙太	監査役	公認会計士、税理士 税理士法人グローイング 代表社員 株式会社アスコット 社外監査役
山本 麻記子	監査役	弁護士 弁護士法人TMIパートナーズ パートナー 株式会社シグマクシス・ホールディングス 社外取締役 武蔵精密工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社アシックス 社外取締役

- (注) 1. 取締役 加賀邦明氏及び山田泰弘氏は社外取締役であります。
2. 監査役はいずれも社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 加賀邦明氏、山田泰弘氏、監査役 秋嶋由子氏、長尾謙太氏及び山本麻記子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 秋嶋由子氏は、取締役及び監査役を歴任したほか、経理部門において長年勤務した経験を有しており、また監査役 長尾謙太氏は、公認会計士の資格を有しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 加賀邦明氏、山田泰弘氏、監査役 長尾謙太氏及び山本麻記子氏のそれぞれの兼職先である他の法人等と当社の間には特別の関係はありません。
6. 代表取締役社長 上野太郎氏は、2024年6月30日付でXNef株式会社の社外取締役を退任しております。
7. 取締役 山田泰弘氏は、2024年6月26日付で株式会社日本カストディ銀行の取締役会長に就任しております。
8. 監査役 長尾謙太氏は、上記以外の他の法人の社外役員等を兼務しておりますが、重要性に乏しいため記載を省略しております。
9. 監査役 山本麻記子氏は、2024年3月22日付で株式会社アシックスの社外取締役を退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役の全員は当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第423条第1項の責任につき、規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及を受けることによって生ずる可能性のある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

なお、当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であり、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年8月25日開催の取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容の決定は、取締役会において代表取締役から提示された各取締役の報酬額の素案を元に社外取締役を含めた全取締役で議論したうえで決定していることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断いたしました。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の業績、経営内容、経済情勢等の経営環境や他社の水準、役位・職責等を踏まえた適正な水準とするとともに、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを意識した体系とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限株式による株式報酬により構成します。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 株式報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、事業年度ごとの役務提供に対する対価として、事前交付型譲渡制限付株式報酬を付与することとします。対象取締役に対し付与する株式数は、基本報酬額を基準に算出した譲渡制限付株式報酬の基準額を、取締役会における割当決議日の前営業日の当社普通株式の終値で除した株式数（年50,000株以内）とし、譲渡制限付株式の交付日から3年以上で当社取締役会が定める譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。なお、株式報酬の比率は、基本報酬及び株式報酬の総額を100としたときに、役位や職責に応じ、株式報酬の額が10～40となることを目安とします。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性の向上と説明責任の一層の強化を目的として、独立社外取締役2名及び代表取締役1名で構成される任意のガバナンス委員会を設置します。取締役の個人別の報酬額については、取締役会から諮問を受けたガバナンス委員会での審議を経て取締役会へ答申され、取締役会の決議によって決定することとします。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項及び非金銭報酬等の内容に関する事項

取締役の報酬等は、2021年5月14日開催の臨時株主総会で役員報酬限度額（年額）を100,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点における取締役の員数は7名です。各取締役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況を総合的に勘案し、事前に協議を行ったうえで、最終的に取締役会の決議により決定しております。その内訳は固定の基本報酬のみであり、業績連動報酬制度は採用しておりません。

また、別枠として、2023年9月29日開催の第8期定時株主総会において、取締役に対して、譲渡制限付株式を割当てるための金銭報酬債権に係る報酬枠（年額）を50,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬等は2022年9月29日開催の定時株主総会で報酬限度額（年額）を20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点における監査役の員数は3名です。各監査役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査役の協議にて決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	ストック・ オプション	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	94,998 (9,703)	84,420 (9,300)	—	—	10,578 (403)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	—	—	—	3 (3)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式の付与のために支給した金銭報酬債権の総額に係る当事業年度中の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	加賀 邦明	当事業年度に開催した取締役会15回(定時12回、臨時3回)のすべて(100%)に出席し、企業経営全般における幅広い見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	山田 泰弘	当事業年度に開催した取締役会15回(定時12回、臨時3回)のすべて(100%)に出席し、企業経営全般における幅広い見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	秋嶋 由子	当事業年度に開催した取締役会15回(定時12回、臨時3回)のすべて(100%)、監査役会14回(定時12回、臨時2回)のすべて(100%)に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	長尾 謙太	当事業年度に開催した取締役会15回(定時12回、臨時3回)のすべて(100%)、監査役会14回(定時12回、臨時2回)のすべて(100%)に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	山本 麻記子	当事業年度に開催した取締役会15回(定時12回、臨時3回)のすべて(100%)、監査役会14回(定時12回、臨時2回)のすべて(100%)に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の概要は次のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社は、経営理念、行動指針等を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ロ 当社は、コンプライアンスを横断的に統括する組織として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
- ハ 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ニ 代表取締役社長に選任された内部監査責任者は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- ホ 監査役は内部監査責任者と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については取締役会等に報告する。
- ヘ 当社は、社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保する。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し周知徹底を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、法令及び「文書管理規程」にしたがい適切に保存及び管理する。
- ロ 取締役及び監査役が、必要に応じて当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保する。
- ハ 内部監査責任者は、文書管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定め、リスク管理を推進する体制として代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ロ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

- ハ 内部監査責任者及び各リスクの担当者（担当部署・組織）は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、リスク管理委員会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
 - ロ 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査役の指示に関して、取締役・部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ロ 監査役を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知させ、会議等への出席により監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。
- ハ 会社は、監査役を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを保証し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ロ 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生する恐れがあるとき、又は取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。

- ⑦監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。
 - ロ 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。
 - ハ 会社は、監査役、会計監査人及び内部監査責任者が、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。
 - ニ 会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が必要と認めるときは、監査役の判断で弁護士・公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。
 - ホ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。
- ⑨財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
 - ロ その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社規程において、「会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底する。
 - ロ 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた「反社会的勢力排除・対応規程」に則り、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

当社は、上記の体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

①コンプライアンスに関する取り組み

2019年にコンプライアンス推進委員会を設置し、以降月1回、定例会を開催しております。また、内部通報窓口を内部監査責任者、外部通報窓口を法律事務所とし、使用人からの直接通報の手段を確保しております。加えて、監査役と内部監査責任者の連携のもと、業務執行及びコンプライアンスの状況に関する監査を行い、その結果については遅滞なく取締役会で報告しております。

②取締役の職務執行に関する取り組み

当社は、取締役会において重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当事業年度は15回開催しております。取締役会においては、各部門を担当する取締役等からの業務執行についての報告に対して、社外取締役が適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

③損失の危険の管理に関する取り組み

2019年にリスク管理委員会を設置し、以降3か月に1回の頻度で、定例会を開催しております。定例会においては、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスク発生 of 未然防止やリスク発生時の被害を最小限にとどめることを目的として、各部の部門長を中心にリスク管理状況を精査し、必要な管理・対応を行っております。

④監査役監査に関する取り組み

監査役は、取締役会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等の重要な会議への出席、各取締役との面談、稟議書等の重要書類の閲覧、内部監査責任者からの意見聴取、情報交換を行い、取締役及び使用人の職務執行の状況を監査しております。

当事業年度は監査役会を14回開催し、適切に情報共有を図ることで監査の実効性を高めております。

また、監査役は、会計監査人より監査計画報告、四半期レビュー及び期末監査結果報告を受領し定期的な情報交換を行うとともに、会計監査人の選定及び監査報酬決定に関わる協議を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,898,414	流動負債	321,399
現金及び預金	4,846,920	未払金	65,887
売掛金及び契約資産	10,375	未払費用	1,742
前払費用	30,263	未払法人税等	1,210
未収消費税等	9,846	預り金	5,811
その他	1,007	契約負債	237,762
固定資産	33,672	その他	8,984
有形固定資産	0	固定負債	6,390
建物附属設備	0	資産除去債務	6,390
工具器具備品	0	負債合計	327,789
無形固定資産	8,518	(純資産の部)	
ソフトウェア	4,100	株主資本	4,584,112
ソフトウェア仮勘定	4,418	資本金	80,963
投資その他の資産	25,153	資本剰余金	5,423,179
その他	25,153	資本準備金	5,423,179
		利益剰余金	△920,022
		その他利益剰余金	△920,022
		繰越利益剰余金	△920,022
		自己株式	△7
		新株予約権	20,184
		純資産合計	4,604,297
資産合計	4,932,086	負債・純資産合計	4,932,086

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年 7月 1日)
(至 2024年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		342,577
事業費用		
事業原価	11,727	
研究開発費	243,352	
販売費及び一般管理費	452,478	707,559
営業損失(△)		△364,981
営業外収益		
助成金等収入	6,784	
講演料等収入	1,044	
その他	242	8,071
営業外費用		
株式交付費	243	
その他	68	312
経常損失(△)		△357,222
特別利益		
投資有価証券売却益	406	
新株予約権戻入益	3,365	3,771
特別損失		
減損損失	2,726	
固定資産除却損	28	2,754
税引前当期純損失(△)		△356,205
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失(△)		△357,415

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年 7月 1日)
(至 2024年 6月 30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	40,951	5,383,193	－	5,383,193
当期変動額				
新株の発行	40,011	39,985	－	39,985
当期純損失 (△)	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)				
当期変動額合計	40,011	39,985	－	39,985
当期末残高	80,963	5,423,179	－	5,423,179

	株 主 資 本				新株予約権	純 資 産 計 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当期首残高	△562,607	△562,607	－	4,861,537	9,260	4,870,797
当期変動額						
新株の発行	－	－	－	79,997	－	79,997
当期純損失 (△)	△357,415	△357,415	－	△357,415	－	△357,415
自己株式の取得	－	－	△7	△7	－	△7
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)					10,924	10,924
当期変動額合計	△357,415	△357,415	△7	△277,425	10,924	△266,500
当期末残高	△920,022	△920,022	△7	4,584,112	20,184	4,604,297

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物附属設備 定額法

工具器具備品 定率法

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 2年

工具器具備品 4～5年

② 無形固定資産

ソフトウェア 定額法

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2～3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約の識別
- ステップ2：契約における履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務充足による収益の認識

① DTxプロダクト事業

当社の知的財産権のライセンス供与等に係る契約一時金、マイルストーン収入を収益として認識しており、売上高に基づくロイヤルティを収益として認識する予定です。

契約一時金に関する収益は、主として当社の知的財産権に係るライセンスを供与することで、当社の履行義務が充足されるため、ライセンスの供与時点で認識しています。

マイルストーン収入に関する収益は、主として顧客との契約に定められた条件を達成して履行義務が充足されたと判断し、かつ、その収益の額に重大な戻入が生じない可能性が非常に高くなった時点で認識しています。

また、売上高に基づくロイヤルティに関する収益は、算定基礎となる売上が発生した時点と売上高に基づくロイヤルティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で認識する予定です。

② DTxプラットフォーム事業

(汎用臨床試験システム)

顧客とのシステム利用契約等に基づき構築したシステムの提供・利用における収益を認識しております。

顧客との契約に定められた利用期間中、システムの提供を維持することが当社の主たる履行義務であり、当該履行義務が時の経過に伴い充足されるため、契約期間にわたり期間均等に収益を認識しています。

(機械学習自動分析システム)

顧客との契約に基づいた当社システムの利用提供、当該システムを使用した受託分析における収益を認識しています。

システムの利用による収益は、契約期間中、常に財又はサービスを利用可能な状態とすることが当社の主たる履行義務であり、当該履行義務が時の経過に伴い充足されるため、契約期間にわたり期間均等に収益を認識しております。

受託分析における収益は、分析データの検収等により、顧客が財又はサービスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備 16,329 千円

工具器具備品 19,462 千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 損益計算書に関する注記

減損損失

① 資産のグルーピング方法

事業用資産においては管理会計上の区分を基準に、本社等に関しては全社資産として、グルーピングを行っております。

② 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため、全社資産について減損損失を認識しております。

③ 減損損失の金額の内訳は以下のとおりであります。

場所	用途	種類	金額
本社	全社資産	建物附属設備	740千円
		工具器具備品	1,986千円
計			2,726千円

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、備忘価額をもって評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 期末株式数(株)
普通株式	16,622,500	136,800	—	16,759,300
合計	16,622,500	136,800	—	16,759,300

(注) 発行済株式の総数の増加136,800株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加110,600株と譲渡制限付株式報酬としての新株式発行26,200株によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 期末株式数(株)
普通株式	—	11	—	11
合計	—	11	—	11

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 478,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達についてはエクイティブ・ファイナンスを活用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未消費税等、未払金、未払法人税等、預り金は、短期間で決済されるものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、担当部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 「現金及び預金」、「売掛金」、「未消費税等」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

②金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,846,920	—	—	—
売掛金	10,375	—	—	—
合計	4,857,296	—	—	—

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	279,722千円
株式報酬費用	6,574千円
固定資産	3,802千円
資産除去債務	1,365千円
その他	167千円
繰延税金資産小計	291,631千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△279,722千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,909千円
評価性引当額小計	△291,631千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金資産純額	—千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	上野 太郎	(被所有) 直接 41.403%	当社代 表取締 役社長	金銭報酬債 権の現物出 資 (注)1	13,566	—	—
役員	矢島 祐介	(被所有) 直接 0.742%	当社 取締役	ストック・ オプション の権利行使 (注)2、3	11,771	—	—

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資によるものです。
2. 2020年4月17日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。また、取引金額欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
3. 2021年5月14日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。また、取引金額欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業収益は、顧客との契約から生じる収益であり、当社の報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	DTxプロダクト事業(注)	DTxプラットフォーム事業	
財又はサービスの移転の時期			
一時点で移転する財又はサービス	200,000	95,868	295,868
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	46,709	46,709
顧客との契約から生じる収益	200,000	142,577	342,577

(注) DTxプロダクト事業の収益200,000千円は、杏林製薬株式会社との間で締結した耳鳴治療用アプリの共同研究開発及び販売に関する契約における契約一時金100,000千円と最初の被験者により本アプリの使用が開始されたことによるマイルストーン収入になります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,917
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,375
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	126,543
契約負債（期末残高）	237,762

契約負債は、あすか製薬株式会社との間で産婦人科領域における治療用アプリの共同研究開発及び製品上市後の販売に関する契約における契約一時金200,000千円、その他提供するシステムにかかるセットアップ料について顧客から受領した前受収益になります。

なお、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は126,543千円となります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、マイルストーン収入については、マイルストンの達成まで不確実性が解消されないことから、残存履行義務に配分した取引価格には含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	37,326
1年超	52,734
合計	90,060

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 273円53銭
(2) 1株当たり当期純損失 21円41銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は2024年7月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対するストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2024年8月2日に割当が完了しております。

(1) スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

①新株予約権の割当日：2024年8月2日

②付与対象者の区分及び人数：当社従業員 31名

③新株予約権の発行数：1,135個

④新株予約権の払込金額：金銭の払込みを要しないものとする

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式113,500株（新株予約権1個につき100株）

⑥新株予約権の権利行使価格

本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ)記載の資本金等増加限度額から上記イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

- イ) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ロ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ハ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ニ) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

⑨新株予約権の行使期間

2026年7月19日から2034年7月17日

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月27日

サスメド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 齋 裕 二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 謙
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サスメド株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査責任者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月27日

サスメド株式会社 監査役会

常勤監査役 秋 嶋 由 子

監 査 役 長 尾 謙 太

監 査 役 山 本 麻 記 子

(注) 監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

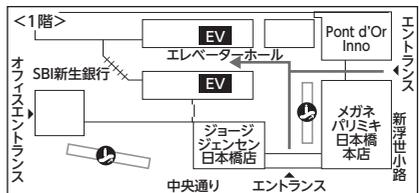
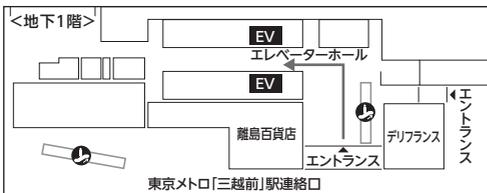
以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

YUITO（日本橋室町野村ビル）

「野村コンファレンスプラザ日本橋」5階大ホール
(TEL：03-3277-0888)



交通のご案内

- ・東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅（A9出口）
- ・JR総武快速線「新日本橋」駅より
地下通路にて東京メトロ「三越前」駅方面へ（A9出口）
- ・JR各線「神田」駅（南口）より徒歩7分